

清須市小規模契約受注希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清須市が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、物品の買入れ等に関する契約（以下「小規模契約」という。）を対象に、小規模契約の受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）を登録し、市内事業者の受注機会の拡大を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる小規模契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるものであって、次の各号に定める金額を超えないものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 物品の買入れ 80万円
- (3) 修繕、役務の提供等 50万円

(登録の要件)

第3条 受注希望者として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないものは、登録することができない。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人であること。
- (2) 清須市競争入札等参加有資格者名簿に登録されていない者であること。
- (3) 希望する小規模契約を履行するために資格、許可等を必要とする場合は、その資格、許可等を有する者であること。
- (4) 市税等の滞納していない者であること。
- (5) 「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年5月24日付け清須市長・西枇杷島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模契約受注希望者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に法人にあっては第1号及び第2号に掲げる書類を、個人にあっては第2号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3号に該当する場合は、その資格、許可等を証明する書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 納税状況等確認同意書
(登録名簿への登載等)

第5条 市長は、前条の規定により、登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、小規模契約受注希望者登録名簿に登載するものとする。

2 登録申請の受付期間及び登録の有効期限は、清須市入札参加資格審査申請要領（建設工事）又は清須市入札参加資格審査申請要領（物品・委託業務等）に準ずる。

3 登録名簿は、契約制度の公平性及び透明性を図るため、公開請求があった場合は、これを公開するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、小規模契約受注希望者登録変更届（第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取消し等)

第7条 市長は、登録者が次のいずれかの場合に該当したときは、その者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (2) 長期間にわたり休止、廃業、倒産、又は破産した場合
- (3) 関係法令の規定に違反し、又は契約に関し不正若しくは不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第8条 小規模契約を発注する主管課は、業者選定に際しては、登録名簿に登録された登録者に対し、積極的に受注機会を与えるよう努めるものとする。ただし、清須市入札参加資格審査申請による資格業者を選定することを否定するものではない。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。